

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年1月29日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	6件
厚生年金保険関係	6件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400099号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400054号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成24年10月31日の標準賞与額を4万円、平成25年10月31日の標準賞与額を3万9,000円、平成26年10月30日の標準賞与額を3万8,000円、平成27年10月31日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。  
平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日及び平成27年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が、請求者に係る平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日及び平成27年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA事業所における平成25年10月31日の標準賞与額を4万円、平成26年10月30日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。  
平成25年10月31日及び平成26年10月30日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金特例法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年10月  
② 平成21年10月  
③ 平成22年10月  
④ 平成23年10月  
⑤ 平成24年10月  
⑥ 平成25年10月  
⑦ 平成26年10月  
⑧ 平成27年10月

請求期間①から⑧までについて、A事業所から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間⑤から⑧までについて、A事業所が委託している税理士事務所から提出された請求者及び複数の同僚に係る源泉徴収簿、賞与に係る明細書(控)並びに請求者から提出された給与集計表(以下「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、A事業所から、平成24年10月31日に4万円、平成25年10月31日に4万円、平成26年10月30日に4万円、平成27年10月31日に4万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成24年10月31日は4万円、平成25年10月31日は3万9,000円、平成26年10月30日は3万8,000円、平成27年10月31日は4万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤については4万円、請求期間⑥については3万9,000円、請求期間⑦については3万8,000円、請求期間⑧については4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑥及び⑦について、賞与明細書等によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、平成25年10月31日は4万円、平成26年10月30日は4万円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から④までについて、複数の同僚から提出された賞与に係る明細書（控）、A事業所から提出された寒冷地手当（暖房手当）に係る「就業規則・給与規定」及び複数の同僚に係るオンライン記録から判断すると、請求者は、寒冷地手当（暖房手当）の支払を受けていたことはうかがえるものの、当該事業所は、請求期間①から④までに係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のいずれについても確認又は推認することができない。

また、当該事業所は、賞与は現金支給であったと述べている上、請求者は、請求期間①から④までの賞与に係る明細書（控）を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400100号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400055号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成24年10月31日の標準賞与額を4万円、平成25年10月31日の標準賞与額を3万9,000円、平成26年10月30日の標準賞与額を3万8,000円、平成27年10月31日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。  
平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日及び平成27年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が、請求者に係る平成24年10月31日、平成25年10月31日、平成26年10月30日及び平成27年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA事業所における平成25年10月31日の標準賞与額を4万円、平成26年10月30日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。  
平成25年10月31日及び平成26年10月30日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金特例法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年10月  
② 平成21年10月  
③ 平成22年10月  
④ 平成23年10月  
⑤ 平成24年10月  
⑥ 平成25年10月  
⑦ 平成26年10月  
⑧ 平成27年10月

請求期間①から⑧までについて、A事業所から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間⑤から⑧までについて、A事業所が委託している税理士事務所から提出された請求者及び複数の同僚に係る源泉徴収簿、賞与に係る明細書(控)、給与集計表並びに請求者から提出された給与集計表(以下「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、A事業所から、平成24年10月31日に4万円、平成25年10月31日に4万円、平成26年10月30日に4万円、平成27年10月31日に4万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成24年10月31日は4万円、平成25年10月31日は3万9,000円、平成26年10月30日は3万8,000円、平成27年10月31日は4万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤については4万円、請求期間⑥については3万9,000円、請求期間⑦については3万8,000円、請求期間⑧については4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑥及び⑦について、賞与明細書等によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、平成25年10月31日は4万円、平成26年10月30日は4万円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①から④までについて、複数の同僚から提出された賞与に係る明細書（控）、A事業所から提出された寒冷地手当（暖房手当）に係る「就業規則・給与規定」及び複数の同僚に係るオンライン記録から判断すると、請求者は、寒冷地手当（暖房手当）の支払を受けていたことはうかがえるものの、当該事業所は、請求期間①から④までに係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のいずれについても確認又は推認することができない。

また、当該事業所は、賞与は現金支給であったと述べている上、請求者は、請求期間①から④までの賞与に係る明細書（控）を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400106号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400056号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については、22万円を24万円、令和元年9月から令和3年6月までの標準報酬月額については、22万円を26万円とする。

平成29年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、当初、実際の給与額より低い額で記録されており、その後、事業主が正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(22万円)を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成29年9月から令和元年8月までは24万円、令和元年9月から令和3年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400107号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400057号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年7月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年7月から令和3年6月までの標準報酬月額については、15万円を17万円とする。

平成30年7月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、当初、実際の給与額より低い額で記録されており、その後、事業主が正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(15万円)を上回る報酬の支払を受け、当該報酬に基づく標準報酬月額(17万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400108号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400058号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和3年6月までの標準報酬月額については、38万円を41万円とする。

平成30年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、当初、実際の給与額より低い額で記録されており、その後、事業主が正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(38万円)を上回る報酬の支払を受け、当該報酬に基づく標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400152号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400059号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年11月1日から令和3年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年11月から令和元年8月までの標準報酬月額については、17万円を19万円、令和元年9月から令和3年6月までの標準報酬月額については、17万円を20万円とする。

平成30年11月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月から令和3年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成3年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年11月1日から令和3年7月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額について、当初、実際の給与額より低い額で記録されており、その後、事業主が正しい標準報酬月額に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間であるとして、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額(17万円)を上回る報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成30年11月から令和元年8月までは19万円、令和元年9月から令和3年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額の訂正に係る届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月9日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係

る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400112号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400007号

## 第1 結論

平成12年1月から平成21年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正すること又は免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年1月から平成21年3月まで

平成12年1月に勤務先を退職後、転居を契機として、A社会保険事務所(当時)において国民年金の加入手続を行った。加入当時は、国民年金保険料を納付書により定期的に納付していたが、その後、失業中のため納付が困難になり、免除の手続を行った。しかし、年金記録では請求期間について、未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成12年1月に勤務先を退職後、平成12年6月に転居したことを契機として、A社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、しばらくの間は、手元に届いた納付書により定期的に国民年金保険料を納付しており、その後、時期はあいまいだが、納付が困難になり、保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成12年1月9日を国民年金に係る適用勧奨の事象発生日として、請求者に対し、国民年金被保険者資格の取得勧奨を行ったものの、平成13年8月23日において、被保険者資格取得の届出が行われていない記録となっていることから、少なくとも平成13年8月23日の時点において、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていないと判断できる上、請求者は、その後の平成21年4月10日に、国民年金第3号被保険者として、初めて国民年金被保険者資格を取得した記録となっていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、平成12年1月から平成14年3月までの期間に係る国民年金保険料については、請求者が居住していたB市が国民年金保険料の徴収事務を行うこととなるが、同市は、「B市の住民であって、一度でも国民年金に加入すると記録が残るが、請求者の記録はない。」と回答しており、請求者が、請求期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除申請を行っていたことを確認することはできない。

さらに、請求期間は、111か月と長期間であり、この間、社会保険事務所及びB市のいずれも請求者に係る国民年金被保険者資格の取得、国民年金保険料の納付及び免除について記録しなかったとは考え難い上、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降のことであり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤が生じたとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付について証言してくれる者として名前を挙げた請求者の姉及び夫からは、請求者が請求期間の保険料を納付していたこと又は保険料の免除申請を行い、承認されていたことを裏付ける具体的な回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付をしていたこと又は保険料の免除申請

を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者が請求期間に係る保険料の納付をしていたこと又は保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400098号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400053号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年10月  
② 平成21年10月  
③ 平成22年10月

請求期間①、②及び③について、A事業所から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の同僚から提出された賞与に係る明細書(控)、A事業所から提出された寒冷地手当(暖房手当)に係る「就業規則・給与規定」及び複数の同僚に係るオンライン記録から判断すると、請求者は、寒冷地手当(暖房手当)の支払を受けていたことはうかがえるものの、当該事業所は、請求期間①、②及び③に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のいずれについても確認又は推認することができない。

また、当該事業所は、賞与は現金支給であったと述べている上、請求者は、請求期間①、②及び③の賞与に係る明細書(控)を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。